



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年7月14日
観光庁

県民割支援の期間延長について

現在実施中の県民割支援の実施期間を令和4年8月31日宿泊分まで延長することを決定したので、お知らせします。

- ・ 現在実施中のいわゆる県民割支援の実施期間については、7月14日宿泊分（7月15日チェックアウト分）までとじていましたが、8月31日宿泊分（9月1日チェックアウト分）まで延長することを決定しました。
- ・ なお、6月17日に公表した「全国旅行支援」の実施については、引き続き、今後の感染状況を見極めてまいります。
- ・ また、都道府県ごとの県民割事業の詳細な実施状況については、各都道府県において設置しているコールセンターまでお問い合わせください。（別紙）

【問い合わせ先】

観光庁

担当：遠藤：03-5253-8329

杉田：03-5253-8329

荒井：03-5253-8328